



# 宮 崎 県 公 報

平成26年 4 月 1 日 (火曜日) 号外 第 24 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

### 告 示

- 指定認証機関の名称及び主たる事務所の所在地の変更…………… (情報政策課) 1
- 指定情報処理機関の名称の変更…………… (市町村課) 1

### 人事委員会規則

- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則…………… 1
- 選挙管理委員会告示
- 政治資金規正法の規定に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部を改正する告示…………… 2

## 告 示

### 宮崎県告示第 229号

地方公共団体情報システム機構法 (平成25年法律第29号) 附則第7条第2項の規定により指定認証機関から届出があったものとみなして適用される電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律 (平成14年法律第 153号) 第38条第3項の規定により、次のとおり公示する。

平成26年 4 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 変更後の指定認証機関の名称  
地方公共団体情報システム機構
- 2 変更後の主たる事務所の所在地  
東京都千代田区一番町25番地
- 3 変更の年月日

平成26年 4 月 1 日

### 宮崎県告示第 230号

地方公共団体情報システム機構法 (平成25年法律第29号) 附則第5条第3項の規定により指定情報処理機関から届出があったものとみなして適用される住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第30条の14第3項の規定により、次のとおり公示する。

平成26年 4 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 変更後の指定情報処理機関の名称  
地方公共団体情報システム機構
- 2 主たる事務所の所在地  
東京都千代田区一番町25番地
- 3 変更の年月日  
平成26年 4 月 1 日

## 人事委員会規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 4 月 1 日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

### 宮崎県人事委員会規則第13号

#### 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則 (平成14年宮崎県人事委員会規則第11号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表 (第 2 条関係)		別表 (第 2 条関係)	
区分	団体の名称	区分	団体の名称
条例第 2 条第 1 項 第 1 号に該当する 団体	[略] 社団法人宮崎県林業公社	条例第 2 条第 1 項 第 1 号に該当する 団体	[略] 一般社団法人宮崎県林業公社
条例第 2 条第 1 項 第 2 号に該当する 団体	[略] 日本赤十字社 社会福祉法人恩賜財団済生会 宮崎県国民健康保険団体連合会 [略]	条例第 2 条第 1 項 第 2 号に該当する 団体	[略] 日本赤十字社 宮崎県国民健康保険団体連合会 [略]
条例第 2 条第 1 項	一般社団法人宮崎県職員互助会	条例第 2 条第 1 項	一般社団法人宮崎県職員互助会

第 3 号に該当する 団体	公益財団法人宮崎県市町村振興協会 財団法人自治体国際化協会 [略] 一般社団法人宮崎県商工会議所連合会  一般社団法人宮崎県植物防疫協会 [略] 社団法人宮崎県治山林道協会 [略]	第 3 号に該当する 団体	一般財団法人自治体国際化協会 [略] 一般社団法人宮崎県商工会議所連合会 一般社団法人九州観光推進機構 一般社団法人宮崎県植物防疫協会 [略] 一般社団法人宮崎県治山林道協会 [略]
------------------	--	------------------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**選挙管理委員会告示**

政治資金規正法の規定に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成26年4月1日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

宮崎県選挙管理委員会告示第17号

**政治資金規正法の規定に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部を改正する告示**

政治資金規正法の規定に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程（平成20年選挙管理委員会告示第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後								
様式第 2 号（第 5 条関係） [略] <table border="1" data-bbox="142 1104 743 1570"> <tr> <td data-bbox="142 1104 316 1570">                             希望する写しの 交付方法 （希望する方法 に○）                         </td> <td data-bbox="316 1104 743 1570">                             1 [略] 2 スキャナにより読み取ってできた電磁 的記録を CD-R に複写したものの交付 （CD-R 1 枚につき 100 円に、収支報 告書等の写し 1 枚ごとに 10 円を加えた額 ）                         </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="142 1541 743 1570">[略]</td> </tr> </table> [略]	希望する写しの 交付方法 （希望する方法 に○）	1 [略] 2 スキャナにより読み取ってできた電磁 的記録を CD-R に複写したものの交付 （CD-R 1 枚につき 100 円に、収支報 告書等の写し 1 枚ごとに 10 円を加えた額 ）	[略]		様式第 2 号（第 5 条関係） [略] <table border="1" data-bbox="810 1104 1412 1570"> <tr> <td data-bbox="810 1104 984 1570">                             希望する写しの 交付方法 （希望する方法 に○）                         </td> <td data-bbox="984 1104 1412 1570">                             1 [略] 2 スキャナにより読み取ってできた電磁 的記録を CD-R に複写したものの交付 （CD-R 1 枚につき 80 円に、収支報 告書等の写し 1 枚ごとに 10 円を加えた額） 3 スキャナにより読み取ってできた電磁 的記録を DVD-R に複写したものの交 付 （DVD-R 1 枚につき 100 円に、収支 報告書等の写し 1 枚ごとに 10 円を加えた 額）                         </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="810 1541 1412 1570">[略]</td> </tr> </table> [略]	希望する写しの 交付方法 （希望する方法 に○）	1 [略] 2 スキャナにより読み取ってできた電磁 的記録を CD-R に複写したものの交付 （CD-R 1 枚につき 80 円に、収支報 告書等の写し 1 枚ごとに 10 円を加えた額） 3 スキャナにより読み取ってできた電磁 的記録を DVD-R に複写したものの交 付 （DVD-R 1 枚につき 100 円に、収支 報告書等の写し 1 枚ごとに 10 円を加えた 額）	[略]	
希望する写しの 交付方法 （希望する方法 に○）	1 [略] 2 スキャナにより読み取ってできた電磁 的記録を CD-R に複写したものの交付 （CD-R 1 枚につき 100 円に、収支報 告書等の写し 1 枚ごとに 10 円を加えた額 ）								
[略]									
希望する写しの 交付方法 （希望する方法 に○）	1 [略] 2 スキャナにより読み取ってできた電磁 的記録を CD-R に複写したものの交付 （CD-R 1 枚につき 80 円に、収支報 告書等の写し 1 枚ごとに 10 円を加えた額） 3 スキャナにより読み取ってできた電磁 的記録を DVD-R に複写したものの交 付 （DVD-R 1 枚につき 100 円に、収支 報告書等の写し 1 枚ごとに 10 円を加えた 額）								
[略]									

附 則

この告示は、公表の日から施行する。